

改正

平成17年9月28日条例第273号

平成18年12月26日条例第73号

平成28年3月15日条例第5号

平成29年12月22日条例第30号

宇佐市情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、行政文書の開示を請求する市民の知る権利を保障し、市の保有する情報を公開するとともに、市政について市民に説明する責務を全うすることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって市民参加による公正で開かれた市政を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長（水道事業を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 宇佐市民図書館その他これに類する施設において、一般の利用に供することを目的として管理されているもの

- (3) 行政文書の開示 実施機関が、この条例の定めるところにより、行政文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政文書の開示を請求する市民の知る権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに開示されることのないよう、最大限の配慮をしなければならない。

(出資法人等の責務)

第3条の2 市が出資等を行う法人等で実施機関が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定管理者の責務)

第3条の3 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、その保有する情報であって自己が管理を行う公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）に関するものについて、この条例の趣旨にのっとり、情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(行政文書の開示を受けたものの責務)

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することがないように努めなければならない。

(開示請求権者)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(開示の請求手続)

第6条 前条の規定により行政文書の開示を請求しようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、代表者の氏名
- (2) 請求しようとする行政文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、行政文書の開示の請求があつたときは、当該請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、前条の請求書を提出したもの（以下「開示請求者」という。）に対し、当該行政文書の開示をしなければならない。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、開示することができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情

報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 人の生命、身体、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報（オにおいて「公務員等職務遂行情報」という。）であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る情報を開示することにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。

オ 当該個人が、実施機関が行う事務事業で予算の執行を伴うものの相手方である場合において、当該情報がこの条例の目的に即して公にすることが特に必要であるものとして実施機関が定める情報に該当し、当該情報を公にしても、当該個人の権利利益が害されるおそれがないときは、当該情報（公務員等職務遂行情報を除く。）のうち、当該個人の役職（これに類するものを含む。）及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から、人の生命、身体又は健康を保

護するために、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から、人の財産又は生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

(4) 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるため、開示しないことが必要であると認められる情報

(5) 市の機関と国、他の地方公共団体その他公共団体及び公共的団体（以下「国等」という。）との間における協議、依頼、要請等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあると認められるもの

(6) 市の機関内部若しくは機関相互間又は市と国等との間における審議、協議、調査、研究等の意思形成過程における情報であって、開示することにより、当該及び将来の同種の審議、協議、調査、研究等の意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるもの

(7) 市又は国等が行う検査、試験、入札、交渉、人事、監査、取締り、争訟等の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれるおそれがあるもの、関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれがあるもの又は当該事務事業若しくは将来同種の事務事業の公正かつ適正な執行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるもの

(8) 実施機関（市長を除く。）、市の執行機関の附属機関、審議会等（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、会議録等の情報であって、開示することにより、当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営を害するおそれがあると認められるもの

(行政文書の部分開示)

第8条 実施機関は、開示の請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離により開示の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、当該部分を除いて、開示請求者に対し行政文書の開示をするものとする。

2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による開示)

第9条 実施機関は、開示の請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、

公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し当該行政文書の開示をすることができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第9条の2 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒否することができる。

(開示の請求に対する決定等)

第10条 実施機関は、第6条に規定する請求書を受理したときは、受理した日から起算して15日以内に、請求に係る行政文書の開示可否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が開示の請求に係る行政文書の全部を開示する旨であって、当該請求書の提出があった日に開示をするときは、口頭により通知することができる。

3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示可否の決定をすることができないときは、その期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに当該延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

4 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示可否の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示可否の決定をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示可否の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示可否の決定をする期限

5 実施機関は、第1項の規定により行政文書の開示をしない旨の決定（第8条の規定により行政文書の一部を除いて行う行政文書の開示（以下「部分開示」という。）をする旨の決定を含む。以下この項において同じ。）をしたときは、第2項の規定による書面にその理由（部分開示にあつては、開示する行政文書から一部を除いた理由）を付記しなければならない。この場合において、行政文書の開示をしない旨の決定をした行政文書（部分開示にあつては、開示した行政文書

から除いた部分)が期間の経過により、開示が可能になることが明らかであるときは、その旨を当該書面に併せて付記するものとする。

6 開示の請求に係る行政文書に市、国等及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、第1項の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示の請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

7 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示の請求に係る行政文書を開示(部分開示を含む。)する旨の決定(以下「開示決定」という。)をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施方法)

第11条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求者に対して、当該行政文書の開示をしなければならない。

2 行政文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

3 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該行政文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

(1) 行政文書の原本を直接開示することにより、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。

(2) 第8条の規定により、行政文書の部分開示をするとき。

(3) 前2号のほか、特別の理由があるとき。

(手数料等)

第12条 この条例の規定に基づく行政文書の閲覧に関する手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づく行政文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第12条の2 第10条第1項の決定又は開示の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の手続)

第13条 第10条第1項の決定又は開示の請求に係る不作為について、審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、宇佐市個人情報保護条例（平成17年宇佐市条例第19号）第45条第1項に規定する宇佐市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

（1） 審査請求が不適法であり、却下する場合

（2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第13条の2 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

（2） 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3） 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第13条の3 第10条第7項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1） 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（2） 審査請求に係る第10条第1項の決定（審査請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第14条 削除

（他の制度との調整）

第15条 この条例は、法令又は他の条例の規定により、行政文書の閲覧若しくは縦覧又は行政文書の謄本、抄本等の交付を受けることができる場合については、適用しない。

2 この条例は、図書館等の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している行

政文書については、適用しない。

(目録の作成)

第16条 実施機関は、行政文書の目録を作成し、市民の閲覧に供するものとする。

(運用状況の公表)

第17条 市長は、毎年1回各実施機関におけるこの条例の運用状況を公表するものとする。

(情報の提供)

第18条 実施機関は、行政文書の開示を実施するほか、市政に関する情報を市民に積極的に提供するよう努めるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の宇佐市、安心院町、院内町又は宇佐清掃事業組合において作成し、又は取得した行政文書で、合併前の宇佐市情報公開条例（平成11年宇佐市条例第22号）、安心院町情報公開条例（平成12年安心院町条例第24号）、院内町情報公開条例（平成12年院内町条例第32号）又は宇佐清掃事業組合情報公開条例（平成16年宇佐清掃事業組合条例第1号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の適用を受ける行政文書については、この条例を適用する。

3 実施機関は、合併前の条例の適用日以前に作成し又は取得した行政文書で、現に保有しているものの開示請求があった場合は、これに応ずるよう努めなければならない。

4 施行日の前日までに、合併前の条例の規定に基づきなされた開示請求、処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月28日条例第273号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第2項の改正部分は、平成17年3月31日から適用する。

附 則（平成18年12月26日条例第73号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 3 月15日条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 9 条の 2 並びに第10条第 6 項及び第 7 項の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示の請求について適用し、同日前にされた開示の請求については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第12条の 2、第13条、第13条の 2 並びに第13条の 3 の規定は、この条例の施行の日以後にされた第10条第 1 項の決定又は開示の請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、同日前にされた第10条第 1 項の決定又は公開の請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月22日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 7 条及び第 8 条の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示の請求について適用し、同日前にされた開示の請求については、なお従前の例による。